

令和 2 年度
第 3 回福島県森林審議会議事録

日時：令和 2 年 6 月 1 9 日（金）
場所：自由民主福島会館 2 階 大会議室

福島県農林水産部
森林計画課

令和2年度第3回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和2年6月19日（金）13時30分～14時45分

2 場 所 自由民主福島会館 2階 大会議室

3 出席者

（委 員）

藤野正也会長、秋元公夫会長代行、緑川平壽部会長、
遠藤忠一委員、今野万里子委員、齋藤久美子委員、酒井美代子委員、
白岩和子委員、田坂仁志委員、豊田新一委員

（以上10名）

（福島県）

農林水産部長、農林水産部次長（森林林業担当）、農林総務課長、農林企画課長、
森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、

（以上8名）

4 議 事

（1）令和3年度以降の森林環境税の在り方について－中間取りまとめ－（案）

5 報告事項

（1）新しい福島県農林水産業振興計画の策定について

（2）森林保全部会の報告について

6 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会(三浦総括)

本日は、第3回福島県森林審議会に御出席をいただきありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルスまん延防止対策として、マスク着用と窓開放の状態、さらには第1回福島県森林審議会同様に各出先機関の森林林業部長等が欠席し、規模縮小を図り開催させていただきますので御承知願います。

それでは、ただ今より、福島県森林審議会を開催いたします。

はじめに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長あいさつ
(藤野会長)

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、福島県森林審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、次第のとおり「令和3年度以降の森林環境税の在り方—中間取りまとめ—(案)」について審議を行うものであります。

なお、5月21日の案内では、「新しい福島県農林水産業振興計画」も審議することとされていましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う県民生活や社会状況の変化を見据えた計画とするため、時間をかけて議論を尽くすことが必要と判断されました。

これについては報告事項で取りあげていますので、県の御説明を伺いたく考えています。

また、福島県森林審議会森林保全部会では、林地開発許可に関する審議がありましたので、森林保全部会長より報告をさせていただきます。

最後に、委員の皆様の忌たんのない発言等をくださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

司会(三浦総括)

ありがとうございました。

続きまして、松崎農林水産部長から挨拶を申し上げます。

農林水産部長
あいさつ

農林水産部長の松崎です。いつもお世話になっております。

福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お足元が悪い中、また大変お忙しい中、審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

日頃、本県森林・林業行政の推進に、多大の御支援・御協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために様々な御協力を頂いている関係機関・団体の皆様の御尽力に深く敬意を表し、重ねて感謝を申し上げます。

さて、4月14日の第1回審議会におきましては、現在3期目となる本県

の森林環境税制度が今年度で終期を迎えることから、令和3年度以降の森林環境税の在り方について、諮問いたしました。

その後、第2回の審議会は書面開催による実施となりましたが、委員の皆様から中間取りまとめ（案）に対して貴重な御意見をいただいたところです。

本日は皆様から御意見等とその後実施したパブリックコメントによる意見を反映したものについて、御検討を頂くこととしております。

また、会長からもお話しいただいた、新しい福島県農林水産業振興計画の策定については1月に計画の基本的な考え方や構成について御審議を頂いたところであり、今回の審議会では計画の骨子などを御議論いただくこととしておりましたが、新聞等で承知いただいております新型コロナウイルスの影響により、上位計画である福島県総合計画の策定スケジュールが見直されることになりました。本計画についても、策定スケジュールの見直しを求められていることから、この対応についての現時点での考え方を御報告させていただきます。

委員の皆様には、忌たんのない御意見等をくださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

司会(三浦総括)

ありがとうございました。

なお、松崎農林水産部長におかれましては、所用がございましたので退席させていただきます。

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

お手元の次第の5枚目の「配布資料一覧表」を御覧ください。

本日の審議会の資料は、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「委員名簿」、令和3年度以降の森林環境税の在り方に関する一中間取りまとめ一案として、資料1-1から資料1-2、報告事項が2つございまして、新しい福島県農林水産業振興計画の策定として、資料2-1から資料2-2、また森林保全部会の報告として、資料3、最後に参考1のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

なお、県側の出席者でございますが、次第の次のページの「出席者名簿」を御覧願います。

それでは、次第から4ページ目の委員の出席状況について御報告させていただきます。「福島県森林審議会委員名簿」を御覧ください。

本日、欠席されております委員は、小椋敏一委員、大平宏之委員、齋藤澄子委員、鈴木キヨ子委員、山本美穂委員の5名であり、欠席の御報告をいただいております。

委員総数15名のところ10名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立しております。

それでは、次第5の議事に移らせていただきます。

福島県森林審議会規程第5条により、会長が議長となりますことから、藤野会長に、議事進行をお願いいたします。

それでは、藤野会長よろしくをお願いいたします。

議長(藤野会長)

委員の皆様の御協力をお願いいたします。

はじめに、審議会規程第7条第2項により議事録署名人を2名指名いたします。

酒井美代子委員と白岩和子委員、よろしくをお願いいたします。

[議事]

それでは、「(1) 令和3年度以降の森林環境税の在り方について—中間取りまとめ—(案)」を事務局より説明願います。

森林計画課主幹

森林計画課主幹の會田です。よろしくお願ひします。

それでは、「令和3年度以降の森林環境税の在り方について—中間取りまとめ—(案)」につきまして説明いたします。

資料1-1「令和3年度以降の森林環境税の在り方について」に係るうつくしま県民意見公募制度の実施結果についてと、資料1-2「令和3年度以降の森林環境税の在り方について—中間取りまとめ—(案)」の2つの資料です。

それでは資料1-1を御覧下さい。表紙をおめくり下さい。

1ページになります。

この「令和3年度以降の森林環境税の在り方について」につきましては、4月14日に森林審議会に諮問いたしまして、委員の皆様方から御意見をいただき、5月8日、13日に新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催となった第2回森林審議会で「中間取りまとめ(案)」として、まとめて頂いたものであります。

この中間取りまとめ(案)につきまして、広く県民から多様な意見や情報を求める「うつくしま県民意見公募(パブリックコメント)」を実施しました。

パブリックコメントにつきましては、5月15日～6月14日の1ヶ月間、県の情報センター、各地方振興局、ホームページ等で実施しました。

その結果、個人9名の方から22件の意見が寄せられました。

内訳は、福島市在住の方が8名、郡山市在住の方が1名でした。

意見は、森林環境税全般に当たるものが4件、森林整備関係が5件、木材利用関係が1件、県民参画関係が6件、森林環境譲与税関係が6件の計22件となっています。

2ページから7ページにかけて、それぞれの方ごとに意見の内容、県の対応について記載しております。

それぞれの方の意見に対する県の対応について説明いたしますが、意見のページが飛んでおり煩雑になることから、8ページから12ページに参考として、ページ順に並び替えております。こちらで説明させていただきます。

併せて、資料1-2 中間取りまとめ(案)につきましても、説明いたしますので、そちらもご準備願います。

では、8ページから順番に説明していきます。

番号1 全般にかかる意見です。

森林環境税は適切に活用されている。これからも森林の持つ多面的機能をどの様に発揮していけばよいのか、適切な森林環境税の活用を期待します。

森林環境税の活用について、非常に期待をさせていただいている意見でした。

事業内容をより充実し、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

番号2 森林整備にかかる意見です。

県内各地には荒れた森林が多く、積極的な森林整備及び作業道の開設など取り組むべきであり、継続すべきという意見でした。

今後の施策推進の参考にさせていただきます。

番号3 全般にかかる意見です。

森林環境税の全体の配分額等が分かりづらい。ホームページでも分かりづらいというものです。

県民の方々に、森林環境税を御理解いただくための意見でしたので、今回の中間取りまとめ(案)には対応できませんでしたが、答申作成時には、県のホームページ等を含めた修正について検討していきます。

番号4 全般にかかる意見です。

「森林クラウドの導入」が専門用語で分からない。森林整備面積の実績4千haがどれくらいなのか、イメージできないという意見でした。

これにつきましては、資料1-2の中間取りまとめ(案)の4ページを御覧下さい。

森林クラウドの導入については、中段の取組内容の③で記載しております。また、森林整備面積4千haについては、実績の①で記載しているところですが、それぞれ脚注に用語に説明を記載しました。

森林クラウドとは、ネットワークを経由したサービス（クラウド）上で、森林情報を一元的に管理するシステム（GISや地図情報を管理する機能を持つ）という説明を付けました。

次に、約4千haという規模ですが、猪苗代湖の面積の半分弱、東京ドーム約850個分の面積に相当するイメージを追記しました。

番号5 森林整備にかかる意見です。

県民に理解してもらうために、奥山水源林の整備より道路沿いの人目につきやすい森林を、優先して整備すべきという意見でした。

今後の施策推進の参考にさせていただきます。

資料1-2の9ページをお開き下さい。

番号6 県民参画にかかる意見です。

学校の内装の木製化、備品等の木製化の推進、新たな新商品の開発支援、低質材活用支援の意見でした。

森林整備を進めるためにも、生産される木材利用を進めていくことが必要ですので、今後の施策推進の参考にさせていただきます。

番号7 森林整備にかかる意見です。

県内の森林は伐採期に入ることから、皆伐し、再造林する推進すべきと言う意見でした。

また、阿武隈山系等の放射性物質濃度が高い椎茸原木林については、一度伐採し、再生することが必要と考えるという意見でした。

福島県の森林資源は10歳級以上の森林が大部分を占め、伐採期にあります。また、椎茸原木については阿武隈山系の田村市都路が中心ですが、原木として使うには50Bq/kgという基準が設けられており、森林の再生が必要という意見をいただいたところです。

今後の施策推進の参考にさせていただきます。

番号8 全般にかかる意見です。

数字の羅列だけではなく、円グラフ等で視覚的に表現した方が理解しやすいという意見でした。

意見を踏まえ、答申時に参考資料への追加記載を検討いたします。

番号9 森林環境譲与税にかかる意見です。

県の森林環境税との違いが分かりづらい、もう少し丁寧な説明が欲しい

という意見でした。

意見を踏まえ、答申時に修正・参考資料への追加記載について検討いたします。第1回福島県森林審議会での国の森林環境譲与税と県の森林環境税の棲み分けの資料を付けましたが、答申時には分かり易い資料とさせていただきます。

番号10 森林整備にかかる意見です。

林業労働者が高齢化減少することから、集中的に路網整備を先行して実施すべきという意見でした。

今後の施策推進の参考にさせていただきます。

10ページをお開き下さい。

番号11 森林整備にかかる意見です。

森林の持つ多面的機能については県民の理解を得ているが、その管理や森林所有者の役割についての理解は少ない。森林環境の保全の推進には、森林整備を行う人や県民の理解を得ながら進めていく必要があるという意見でした。

これについても具体的に私どもとしても、森林環境税を進めていく中で、まだまだ森林環境税を行っている方の理解が少ない状況ですので、PRを含めやっていかないといけないという認識でございます。

今後の施策推進の参考にさせていただきます。

番号12 木材利用にかかる意見です。

森林整備～伐採～木材利用～再生林の縦軸として重点的・有機的に展開して効果を上げていくことを明確にすべきという意見でした。

森林環境税の主要7つの主要施策において、様々な取り組みをしております。それについては連携した中で取り組んでいるわけでございますけれども、地域対策におきましても、今後の施策推進の参考にさせていただきますながら、やはり有機的なものとなるよう取り組んでいきたいと考えてございます。

番号13 県民参画の推進にかかる意見です。

表現についてより分かり易くするために、語句を追加すべき意見でした。

これにつきましては、資料1-2中間取りまとめ(案)の16ページの中程を御覧下さい。

(3)の②として、前回の中間取りまとめ(案)につきましては、幼少期から成人・高齢の参加者に至るまで、広い世代が参加する森林づくりの意識醸成活動を進めるために、それぞれの世代に即した森林環境教育・学習、森林環境活動を提供するという形で表現させていただきましたけれど

も、より分かり易くするために、「新たな生活様式を取り入れ」という形を加えた方がより分かり易いという御意見をいただいているところでございます。

これにつきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策を含めた、新たな生活を踏まえますとともに、具体的に森林環境税の在り方を検討する前に、昨年度実施しました森林の未来を考^{もり}える懇談会におけます御意見、そういう中でもそれぞれの世代間を繋いだ形で、森林環境教育を実施していかなければならないという御意見もいただいているところでございます。

そういったことを踏まえて、より分かり易くという形で表現を出させていただければと考えてございます。

その1つ下の段で「森林づくりの提言」を受け、教育現場の意見要望調査を踏まえ、教育指導を作成し現場に投入することでという案でございまして、そこに活動プログラムや具体的にどういったものをやるのかというところを追加させていただければと考えてございます。

1つ挟みまして、時代を担う「緑の少年団」の育成に向け、教育機関と連携し、森林環境教育指導者の派遣により分かり易くなるよう「教育機関と連携し、その活動を推進するとともに、森林環境教育指導者の派遣による学校林を活用した森林教室の企画などの取組を積極的に実施」と修正案に反映いたしました。

番号14 県民参画の推進にかかる意見です。

子供に森林を理解してもらうために、ヨーロッパの森林教育のような手法を導入すべきという意見でした。ヨーロッパ、オーストリアやドイツ、北欧では森林で働く人がフォレスターとして高い評価を受け活動しており、子供達が将来のなりたい職業でも選ばれております。

そのような教育をすべきという趣旨の意見でした。

今後の施策推進の参考とさせていただきます。

資料1-1 11ページをお開き下さい。

番号15 県民参画にかかる意見です。

森林環境調査の目的の文書表現に対するもので、表現が分かりづらいという意見でした。これにつきましては、資料1-2中間取りまとめ(案)の17ページをお開き下さい。

上段の(3)の⑤の森林環境の調査で、森林環境調査の目的を述べるころでしたが、表現内容が分かりづらくなっておりまして、「木育」という表現を削除して、分かり易い表現に訂正しました。

「木育」については、16ページ中段に、里山保育、森のようちえん、「木育」等、幼少期の情操教育に寄与する取組の実施」と記載しておりまして、重複するところもあり、削除することで対応を行いました。

番号16 県民参画にかかる意見です。

(3) 県民参画の推進にかかる取組内容の記載順に関する意見です。調査して情報の入手、指導者の育成、普及とすべきというものです。現在の記載についてきましては、それぞれの活動内容ごとに整理をして記載しております。

具体的に、その活動内容のテーマごと方が分かり易いということで記載させていただいたところでも、答申作成時に修正について検討していきたいと考えております。

番号17 県民参画にかかる意見です。

幅広い年齢層への意識醸成が必要であり、小さい子供達への森とふれあう場所の提供、その指導者やプログラムの作成、親と一緒に理解できる機会の場を作るといった意見です。

今回、森林環境税の更新に当たりまして、森林未来懇談会の提言等も踏まえながら、幼少期から小学校、中学校、高校そして大学になってくる、そういった中で、全ての世代が森林環境教育学習、風土に触れながら取り組んでいく必要があるという内容をいただいているところでございまして、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

番号18 森林環境譲与税にかかる意見です。

目的等を分かりやすく表現し、森林環境税の必要性を理解できる表現にできないかという意見です。

これにつきましては、資料1-2中間取りまとめ(案)の18ページ上段を御覧下さい。

国の森林環境譲与税と県の森林環境税の棲み分け、こういった目的を持っているかというところを記載しているわけでございます。

森林環境譲与税の用途について、地球温暖化対策の一環といたしまして、森林整備を具体的に実施していかなければいけない。そのための恒久的な財源として整備するという形で、国が制度化したものでございます。具体的に、国が国税として集めたものを森林環境譲与税として、県または市町村に配分し、それらを活用して市町村が必要とする森林整備を実施するとともに、森林整備を促進するために必要とする諸施策、人材の育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等実施するというところが、法律で位置づけられております。

そこについて、舌足らずのところがあったので分かり易い表現にするという形で部分も言葉を追加させていただきたいと考えてございます。

「森林整備」については、その森林整備の内容が分かり易いように「間伐等の」を追加し、「間伐等の「森林整備」と」に修正しました。

森林環境譲与税の中で、「人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等」が位置づけられていることから、その表現を追加するものです。

また、森林環境譲与税の中で、「人材の育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等」を実施するという形で法律に書かれているわけですが、これは森林整備の促進に関して、森林整備を進めるために必要な「人材の育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発」という形が法律で書かれていますので、そこを分かり易い表現として、森林整備の促進に関する費用というところを追加させていただきたいと思っております。

森林環境譲与税の人材育成は、具体的に山仕事、山で木を伐ったり、運んだり、市場等へのそういったところに携わる人たちの人材育成というところに位置づけられています。

一方、県の森林環境税でも同じように人材育成は従来から取り組んで参りました。森林環境税の人材育成は、どちらかというところ「もりの案内人」や「グリーンフォレスター」の人材育成を行っており、子供達や森林環境教育を対象に、森の働きや多面性、木材の利用等の様々なことを教えていく「もりの案内人」の育成とか「グリーンフォレスター」の育成という形で位置づけられています。

同じ人材育成でも、それぞれ目的が違うという形でございますので、そこについて分かり易く表現をさせていただいております。

また、資料1-2中間取りまとめ（案）の18ページの③に、森林環境譲与税は主に「森林の整備を担う人材の育成・担い手の確保」とその目的が山で森林整備等に従事する人材である旨をはっきりと表現し、県の森林環境税は「もりの案内人」や「グリーンフォレスター」の人材育成を行っており、同じ「人材」でもその意味合いが違うことをはっきり示すために表現を訂正しました。

番号19 森林環境譲与税にかかる意見です。

国の森林環境譲与税と県の森林環境税の棲み分けについて、イメージ図があると理解しやすいという意見です。

これにつきましては、答申作成時に参考資料等に追加するなど修正について検討してまいります。

先程、御説明をした国の森林環境譲与税と県の森林環境税の違いをイメージしてくれればと思います。

番号20 森林環境譲与税かかる意見です。

人材育成は森林環境税と森林環境譲与税どちらにも当たるものである意見です。

国の森林環境譲与税の人材育成は、森林整備等を担う人材、具体的には伐採等を行う方を育成するもので、対象とする人材が異なっております。

県の森林環境税の人材育成は「もりの案内人」や「グリーンフォレスタ
ー」等の森林環境教育等を行う人材を育成するものであり違っています。
これについても同じように修正させていただきます。

12ページをお開き下さい。

番号21 森林環境譲与税にかかる意見です。

国の森林環境譲与税の使途についての記載内容が分かりづらいというも
のです。番号18, 20の意見と同様に表現について修正しております。

番号22 森林環境譲与税にかかる意見です。

人材の育成は県の森林環境税を活用するものがあるという意見です。

国の森林環境譲与税の人材育成は、森林整備等を担う人材、具体的には
伐採等を行う方を育成するもの、県の森林環境税の人材育成は「もりの案
内人」や「グリーンフォレスタ－」等の森林環境教育等を行う人材を育成
するものであり、ここについても人材育成の対象を明確にすることで修正
しております。

以上、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえた対応について、
説明いたしました。

また、中間取りまとめ（案）の修正箇所につきましても説明いたしまし
ましたが、改めて簡単に説明いたします。

資料1-2の中間取りまとめ（案）を御覧下さい。

4ページをお開き下さい。

森林クラウド、森林整備面積4千haについて、分かり易いように、脚注
に追加しました。

16ページをお開き下さい。

県民参画の推進についての取組内容のところでございますけれども、取
り組む内容がより分かり易い表現となるよう追加しております。

17ページをお開き下さい。

3行目、「木育」の動機づけについては重複箇所について削除し、分かり
易い表現に訂正しております。

18ページをお開き下さい。

森林環境譲与税の使途について、分かり易い表現に訂正しております。

間伐等の森林整備、人材の育成については、森林整備を担う人材である
旨をはっきりと表現しております。

国の森林環境譲与税と県の森林環境税がそれぞれ目的が違う中で、制度設計がなされている人材育成についても、目的がそれぞれ違うというところを表明させていただいております。

以上で、「令和3年度以降の取り組み内容について、中間取りまとめ(案)」について、説明を終わります。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

ただ今、資料1-1から資料1-2について説明いただきました。

これまでの説明について、御意見・御質問等がありましたら、お願いをします。特に進め方等はありませんので、各自、お願いをします。

田坂委員、お願いします。

田坂委員

資料1-2の12ページの2の「国の森林環境譲与税及び森林環境譲与税との役割分担」があり、同じ資料で17ページの3の「森林環境譲与税との役割分担」と、非常に言葉が似ている中で、役割分担と言ったものが出てきます。

先程のパブリックコメントの中でもありましたが、イメージ図を作成していただけると理解し易いという話があり、事務局の説明では答申作成時に、修正について検討をしたいといった話がありましたので、この中で整理できると思いますが「役割分担」が2回と出てきて、事務局の説明を聞くと内容が理解できましたが、一般の人はこれを読んだときに何度も役割分担が出てきて、分かり難いのかなと思いました。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

今の御指摘は県の森林環境税と国の森林環境譲与税の役割分担で、この資料の中で分かりづらいお話しと書き方の問題提起で、12ページのところにも出てきて、17ページのところでも出てくるので、同じような場所で違いがあるのか、というお話だったのかなと思うのですが。

田坂委員

違いがあると言えれば違いがあるんだと思うのですが、分かり易く書いてくださいねという意見です。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。事務局の方から何かありますでしょうか。

森林計画課主幹

御意見ありがとうございます。

資料1-2の12ページと18ページにも、同じ役割分担が出てくるといことなんです、章構成の関係で前の10ページの方を見ていただく

と分かりますが、「第3 次期対策にあたっての基本的な考え方」という形で章立てをさせていただいております。

具体的に、第3期に向けてどういう考えでいくべきなのかというところ課題と取り組みの方向について、述べさせていただいてる中で森林環境税の活用という中で、(1)から(6)までのものとして、前回、今まで県の森林環境税を取り組んできた訳ですけど、昨年新たに国の森林環境譲与税というものが創設されたという形で、その役割についても考えないといけないという形で述べさせていただいたところが12ページのところでございます。

そして、18ページのところでですけど、これは15ページのところで、「第4 森林環境税を活用した次期対策の提案」という形で、具体的にどんな形で行うのか、という中での取り組みを記載させていただいております。

そういった中で、具体的に基本的な考え方で制度が出来ましたという説明をさせていただいたので、第4のところ具体的な取り組みという形の中で、森林環境税と森林環境譲与税の役割分担について、記載し整理を行ったところです。

御意見にありましたイメージ図を今回中間取りまとめ(案)のところで参考資料として示すべきものでしたが、非常に内容が多岐にわたってまして、整理しきれないというところがあり、ここについては申し訳ございませんが答申の日までには作成し、皆様に御理解いただければと考えております。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。他に御意見等ございますでしょうか。
田坂委員、お願いします。

田坂委員

資料1-2の16ページで、パブリックコメントをいただいてということで真ん中あたりに、「新たな生活様式を取り入れ、それぞれの世代に即した森林環境教育・学習、森林環境活動を提供する」というもので、今の流行というか、生活様式ということで何となく分かるんですけど。

実際に活動するときどのようなイメージをされてるのかなという。

イメージが分かり難かったので、事務局の方でイメージがあればお願いしたいと思います。

議長(藤野会長)

事務局の方で説明をお願いいたします。

森林計画課主幹

はい。説明したいと思います。

新たな生活様式では、森林環境学習フィールドも使うところ、外でやるところは比較的3密ではなく、離れているという形で、比較的感染リスクも低い中で想定できるのかと。ただし、室内で活動してる森林環境教育も

ございます。そこについて今回、様々な予定でおりますけれども、そこについて踏まえた中で取り組んでいかないと、木工工作をすとか、手伝ったりなんかしてくっつき合っていく様々なことございますので、そういったケースについて、指導者を含めてやっていかなければいけないかと。

従来、何気なく密接・密着するような状況になったものについても考えていかなくちゃいけないのかな、という意味で入れさせていただいたところでございます。

それだけではなくて、各世代のところっていうのがどうしても環境教育のぶつ切りになっていた部分を反省し、そういったところを継続させていくという意味合いも含めて表現させていただいております。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。

田坂委員

私も室内というものをイメージをしていなかったもので、良く分かりました。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。他に御意見がありますでしょうか。
では、秋元委員、お願いいたします。

秋元委員

要望事項になると思うんですが、資料1-1の9ページ、番号7番ですが、特に放射能で被災した森林は椎茸原木林を含め、一度伐採し再生することが必要と考えると言うことは、やっぱりそういう地域から出たのかなと思っっているのです。

これは福島県の原木産地は、以前に日本一なった経験があるんです。今は一部を除いて原木は出荷できません。

こういうことも頭に入れていただいて、今後、何かに付けて活用できればということも頭の中に入れ、県の方にも再度、環境税を利用する場合、様々な体制整備をしていただきたいと思いますと思っています。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。
事務局の方でなにかコメントはございますでしょうか。
森林整備課長、お願いをします。

森林整備課長

森林整備課の佐藤でございます。

椎茸原木の再生につきましては、復興事業の中で広葉樹林再生事業を実施しております。年々、森林の空間線量が下がってきている状況もありますので、これまで会津地域の線量の低いところで実施してきましたが、今年度から全県域におきまして広葉樹林再生事業を実施することとしております。

事業の内容としましては、震災以降、放射能の関係でキノコ原木が伐採されないでそのままになってきたところを、一度全て伐採することもできることとなっていますので、当事業を十分活用しながら、要望のあったところを進めて参りたいと考えてございます。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。(秋元委員に対し) よろしいですか。
他に御意見等ございますでしょうか。
では、今野委員、お願いします。

今野委員

先程、田坂委員から発言のあったことに関連するのですが、森林環境税と森林環境譲与税の差別化の部分がちょっと分かり難いということで、事務局の方から説明があったことからすると、役割分担というよりも、その目的の違いが明確なので、そこをきちっと書いた方がいいのかなと思いました。併せて、分かり難いところを分かり易くするためには、具体例を入れていただいた方がいいのかと思います。

説明の中でも山仕事を担う人が譲与税を、環境学習とか携わる人が環境税の区分で、人材育成について述べていただいていますので、その具体例を使ったりしながら書いていただくことも分かりや易いのかなと思います。

また、森林クラウドはこういうものです、森林GISはこういうものですという説明があるのですが、実際にそれをどう活用していくのかイメージできるようなメモ書き等を入れていただくと、一般の人でも分かり易くなると思いますので、工夫をしていただければと思いました。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。
事務局の方であるかコメントとございますでしょうか。
森林計画課長、お願いします。

森林計画課長

森林計画課の柳田でございます。御意見ありがとうございます。
今回の中間取りまとめ(案)の中身につきましては、詳細まで、書けないといったところもありまして、少し舌つ足らずな部分があると思いますが、答申の中では、参考資料等を加えながら整理していきたく思います。

また、県の森林環境税と国の森林環境譲与税につきましては、第1回の森林審議会の際にも各種資料を付けさせていただき説明してきた訳ですが、答申の中では、一般県民にも理解できるよう整理していきたく思いますので、よろしく申し上げます。

議長(藤野会長)

今野委員、よろしいでしょうか。他に御意見等がございますでしょうか。
遠藤委員、お願いします。

遠藤委員

市町村の立場から発言をさせていただきたいと思います。

資料1-2の15ページの(1)「森林環境の適正な保全」の④で「市町村との森林情報の共有を図る。」、更には17ページの(4)「市町村が行う森林づくり等の推進」ということで、市町村の役割というのは非常に大切だということで明記をされているわけでありますけれども、環境税の在り方についてはこれでいいと思いますが、より具体的にですね。と申しますのは財政規模とか、あるいは市町村によって非常に温度差があり、スタッフが十分いてスムーズに行けばいいのですが、環境譲与税を含め利活用が出来ればいいのですが、どうしても森林林業担当の職員が1人か2人しかない状況の中では、中々難しいと思います。

そのためには、ある意味では市町村の役割は分かるのですが、いわゆる広域自治体である県としてもフォローアップすると言ったような文言があればいいのかと思っております。

中間取りまとめ(案)については、文言的にこれでやむを得ないと思っておりますが、よろしくをお願いします。

議長(藤野会長)

事務局の方で。森林計画課長、お願いをします。

森林計画課長

市町村との県と連携につきましては、現在、農林事務所等通じて市町村と連携しながらやっているところでございます。

地域林政アドバイザー等、市町村が活用できる制度があらうかと思いません。

県の森林環境税の中では、基本枠であったり、地域重点枠であったり、市町村が主体となっている部分もかなりございますので、答申の中でも、少し具体的な連携の仕方等について、記載させていただければと考えております。

議長(藤野会長)

(遠藤委員に対して) よろしいですか。

第3期森林環境税ということになるので、施策の主体は主に県になってきますけれども、森林環境譲与税は最終的には市町村に予算が下りてきて、市町村が主体となって行っていく部分が多くなっていくかと思えます。

その点でいうと、県の森林環境税がメインに出てくるもので、遠藤委員から発言のあった環境譲与税を書いてしまうのは難しいと。

恐らく先程、御意見が現場の実情やこれから環境税も譲与税もやってくるから大変だという御意見が出たのではないのかなというように思います。

他に何か御意見等ございますかはいございます。

齋藤委員、お願いします。

齋藤委員

これは意見というよりもお願いということでお話しさせていただきたい
と思います。

資料1-2を作っていた資料なんですが、一般の方たちに、今後の税金の使い方とかについて分かり易く作っていただいて、どなたが見ても分かるように作っていただくのが1番だと思っています。

今、大項目で第1、第2、第3、第4と挙げていらっしゃいますが、これは1つの取り組みの中で一連の流れだと思うんですね。

例えばいろいろなお話出ている人材育成を一つ取り上げて、それに対する現状と課題があって、今まで取り組んできた内容との評価、そしてそれを次期に当たってどうするかと考え方を考えていただいて、最終的に対策の提案をしていただくという。

その一つの取り組みに対して現状とこれからの流れについて分かるように、当初作っていただくときにやっていただくと、私たちもちろん分かり易いですし、一般の県民の方たちが見ても分かり易くなったのかなと思いますので、是非、御検討いただければと思います。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

今の御意見ということでいうと今ですと、資料1-2が第1、第2、第3、第4と並んでおり、例えばこれを第1に里山整備の現状と課題、第2に里山と整備の施策の検証と評価、第3に次期対策にあたっての基本的な考え方という感じで並べていき、そのあとに例えば人材育成の現状、人材育成の評価、人材育成にあたっての基本的な考え方、こういう形で並べていた方がいいという意見、または第1の中で例えば施策が4つあったら1、2、3、4と書き、第2の中に1、2、3、4と書く。どちらをイメージされていますか。

齋藤委員

イメージとしては、最初の方です。

議長(藤野会長)

分かりました。事務局の方で何かあれば。
他の委員の皆様にもお伺いしましょうか。

[意見がありませんでした。]

実際、出来上がらないと中々、分かりづらいかもしれませんね。
では、次長の方から。

次長

(森林林業担当)

答申の作り方として、現状と課題があってこれまでの検証・評価、それからそれを受けての基本的な考え方、次期対策でどういうことをやっていくか、という取りまとめ方をさせていただいています。

前回までの森林審議会の中でも、いろいろと御説明をさせていただいた中で、審議会として中間取りまとめ（案）を作っていたいき、パブリックコメントにかけて、今回のような形になってるということでございます。

事務局の方では、答申としての作りは、この形をとらせていただいて、御指摘のように人材育成等の部門部門で分かりづらいという御指摘でございましたので、逆引きの字引じゃないですけどもそういう項目ごとに整理したものを参考として付けるような形を執らせていただければと考えてございます。

議長(藤野会長)

今の御意見、そういう考えでよろしいでしょうか。

確かに答申という点では、ここから構造を変えていくと場合によってはまたパブリックコメントを、もう一度という話になろうかと思えますけれども、斎藤委員としてはこの答申案をよくしたいということで、一般の方々にも内容を分かるようにしたいというのは本意だと思いますので、場合によってはこの文字ばかりものではなく、絵がいっぱい入っているハンドアウト的な分かり易い資料の方が、恐らくいいのではないかと。

私自身もこれを見ても読み込めないで、そういう方向かと思えます。

事務局の方としましては、新たに資料を作成することになろうかと思えますけれども、それを作っていただけると今後、県民への説明方法ですとか、県庁内もしくは他行政との連携の中で、福島県として森林環境税はこうなってますという、1枚の資料が出せばいいのかと。

場合によっては、他県がどのように見せているのかということも参考にさせていただくのもいいのかと思えます。

ありがとうございます。他に御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうかね。

一番最初に田坂委員からもお話しがあったときのように、環境税と譲与税の違いが分かり難いと感じており、事務局の方とも私はこう思っているんですけども、自分の頭の中で整理をしていますけど中々、分かりづらいのかと。事務局の方でも大変かもしれませんが、その資料を作ってください。

市町村まで下りたときに、市町村の方では1名ないし2名で林業職員、場合によっては農林業職員で訳が分からなくなってしまうので、現場レベルで問題が起きないように、この場で揉んでおくものいいと思います。

他に御意見がないようでありましたら、中間取りまとめ（案）としましては、この資料1-2という点では今回、事務局の方から出していただいたものをそのまま使わせていただきまして、地方税制等検討会提出したいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。これとは別に、もう少し分かり易い資料を準備いただくとともに、あくまでもこれは「中間取りまとめ」ですので、最終の答申（案）までに変更いただくところは、御準備いただきたいと思います。

では、次の議題に移らせて頂きます。

次に、議事の（２）、報告事項に移らせてもらいます。

まず、報告事項の（２）のア、新しい福島県農林水産業振興計画の策定について、資料２－１から資料２－２まで、事務局より説明願います。

農林企画課長

農林企画課 鈴木です。よろしくお願ひします。

資料２－１を御覧ください。

新しい福島県農林水産業振興計画策定スケジュールの見直しについて、御説明をさせていただきます。

冒頭、農林水産部長の御挨拶の中でも述べさせていただきましたとおり、本年１月に開催しました審議会において、新しい福島県農林水産業振興計画の検討を始めさせていただいたところでございます。

本年１月開催の審議会でスケジュールということで、６月の審議会におきまして、その骨子案について、御審議をしていただきたいと考えておりました。

一方、県の最上位計画を審議する福島県総合計画審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、審議会が開催されておらず、検討がストップしているという状況になってございます。

挨拶の中でもありましたとおり、新聞報道で延期するというような報道がありますが、具体的なスケジュールについては、今後検討されて正式決定されることになっております。

総合計画もそうなんですが、今般の新型コロナウイルス感染症がどれくらいの影響があり、まだまだ掴みきれない状況で、またある程度それが見えてきた段階で、新しい計画に反映させていく必要があるのか、ないのかも含めまして、検討していく必要があると考えてございます。

これらのことから、新しい福島県農林水産業振興計画の策定スケジュールを見直したいと考えています。

先程、申し上げましたように、具体的なスケジュールにつきましては、総合計画の方の検討状況を踏まえ、事務局で検討しまして、追って御説明をさせていただきますと考えてございます。

資料２－１の２番「今後の対応」のところでございますが、本日の審議会での御審議を延期させていただくということでございます。当森林審議会については８月２５日の開催を予定しており、そのときには骨子案の御審議をしていただきたいと現段階では考えているところでございます。

続きまして資料2-2を御覧ください。

資料2-2につきましては、審議会におきまして委員の皆様方から御意見をいただいた内容とその回答、それから説明や方針などを取りまとめたものでございます。

今後の御議論の参考にしていただければということで後程、お目通しをいただければと思います。

続きまして、委員の皆様の方に、別の封筒を置かせていただいております。

その中を確認しますと、文書が頭に付いてございます。

新しい福島県農林水産業振興計画の骨子（素案）の意見等について（依頼）という文書を同封させていただきました。

本来、本日の審議会でも新しい計画の骨子案について御審議をいただくために、これまで事務局の方で、骨子案の策定の作業を進めてきたところでございます。

今回、延期をさせていただく訳ですが、次回の審議会での検討を有意義なものとするために、事務局で現段階でまとめました骨子（素案）をこの文書の後ろに付けさせていただいております。

つきましては、最終的な御議論は次回の審議会のときをお願いをしたいと思います。それに向けて骨子をよりよいものにするために、御意見をいただければと考えているところでございます。

資料を御覧いただくと、資料1には先程御説明させていただいたとおりでございます。策定スケジュールの見直しは、また資料2-1から資料2-5が現段階で事務局で考えております。新しい福島県農林水産業振興計画の骨子の関連資料でございます。

これらに関して、森林に係る部分について、御一読いただきまして御意見等があれば、事務局でございます。森林計画課の方まで、お寄せいただければと思っております。

御意見等につきましては、様式を付けておりますが電子メールでも構いません。その際には、特に様式にこだわる必要がございませんので、是非、有意義な御意見を頂ければ幸いです。

この骨子については、こういう視点が必要ではないかという項目を羅列しているものでございますから、それに漏れがないかどうか、こういうのも必要なんじゃないか、というようなことも併せて御覧いただきまして御意見を頂ければと考えてございます。

依頼文書の1枚目の文章の方にお戻りいただきまして、記の3番の回答ですが、来月の7月6日頃までに、御意見を頂ければと思っております。

記の4番にございますが、頂いた御意見につきましては、次回の骨子案を検討していただく際の審議会の資料として配付させていただくとともに、御意見を踏まえまして御審議いただく骨子案を改めて修正・作成させていただきたいと考えてございますので、お忙しいところ申し訳ございませんが、どうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

確認なんですけれども、最後に説明いただきました骨子(素案)は、1月の審議会で議論したものを反映し事務局の方で用意し、本来であれば本日議論するものであったもの。という認識でよろしいでしょうか。

農林企画課長

はい、1月の審議会では構成のようなことを御議論いただいたんですが、そこで頂いた御意見をもとに構成につきましては、例えば、資料2-3を御覧いただきますと、A3判で折り畳みである資料があると思うんですが、その表現や項目立てにつきましては、1月に開催をさせていただいた審議会の意見等を踏まえて、こういう形で構成を修正させていただいてるものでございます。

この構成に基づいて、それぞれの項目の骨子の記載が必要だということで、資料2-4の方に書いてあるというような構成になってございます。

議長(藤野会長)

資料2-5は、意見を言った方が良いでしょうか。

地方の振興方向ですが。

農林企画課長

地方の振興方向の内容については、今回お出しさせていただくのが初めてですので、こちらについても御意見等があれば、是非頂きたいと考えてございます。

議長(藤野会長)

その他にも農業の部分で意見を言うこともあるかもしれませんが、基本は森林審議会であるので、森林の御意見を頂きたいということによろしいでしょうか。

農林企画課長

基本的にはおっしゃるとおりでございますが、当然の共通的に農山漁村の振興がございまして、そういったところはどんどん御意見を頂きたいと思っておりますし、お気づきの点がございましたら、御意見いただければ構いません。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

本日はこれについて審議等は行いませんが、皆様方に確認をしておきた

いことがございますでしょうか。

よろしいですか。遠藤委員、お願いします。

遠藤委員

行政の方で、注視しているというお話があったんですけど、これからは、いわゆる国内回帰、田園回帰の新しい流れが必ず起こってくるんじゃないか。そういう意味では森林資源も含めた、大変注目される産業に私はしていかなければならない。ピンチをチャンスにしていかなきゃならないというふうに思います。

ですから上位計画も当然なんでしょうけど、やっぱりこの森林審議会の中でも、そういった新しい時代の新しい幹線関係について目標を是非持つべきだ。

私は農業が生命産業だと思ってますので、そういった意味でしっかりとこのコロナウイルスの災害を受けて、きちんとやっぱり福島県の行政として将来のあるべき姿、まさに大きな会社等では地方回帰ということを明確にそれぞれ新聞等に掲載されておりますので、いち早く遅れることなく、自然環境がすばらしいこの福島県に来ていただくような、他の都道府県の見本となるような、首都圏から注目されるような、そういった計画を策定の中で考えていただければと。

漠然とした話なんですけど、1918年、今から100年前にスペイン風邪が流行し、第2波、第3波とかは福島県では大変だったんです。

恐らくそういう状況があるんじゃないかなというふうに思っております、残念ながらそのときには新しいこの社会構成ができなかったことを踏まえて、やはり県全体の中での話になるかと思っておりますけどもそういったことを加味しながら、対応していただければ幸いです。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。鈴木課長。

農林企画課長

貴重な御意見ありがとうございます。

今回の骨子(素案)には、そういったことはまだ全然記載をしておりますが、そういった意見も含めて審議会の中でも、この計画の在り方については、御審議を頂きたいと考えてございます。

また、全体的な御意見を頂きましたので、各委員の皆様方もそういうことを踏まえて、御意見があればどうぞ出していただければ検討をできるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

例えば今の御意見でしたが、これはコロナ関連の話というのはトピックスで、今ここで何か答えが出るようなものではないですけど、意見といえますか、素案に対する意見のところに変えていただければいいかなとい

うふうに思います。

若しくは今ここでついでだから何かそれ関係で言っておきたいことがある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

遠藤委員がおっしゃられたように、大企業なんか地方回帰ということもありますし、そうでなくても会社に出勤しなくてもいいので、自由な過ごし方ができます。

例えば、昼間は温泉につかりながら、気が向いたら仕事をする。会議があるときにはW e b 会議に繋ぎ柔軟に出て行き、思いもしないようなことも出てくると思います。

そういう御意見、何か皆さんの係わってる部分でしたら、御意見として出していただければ幸いです。

新しい福島県農林水産業振興計画につきましては、今回はこれまでとさせていただき、7月6日までの期限で是非よろしく願いいたします。

次に、報告事項の(2)のイ、森林保全部会の報告について、資料3により、緑川部会長から報告をお願いします。

緑川部会長

それでは、私から、前回の森林審議会以降に開催しました「令和2年度第1回森林保全部会」の審議結果について、福島県森林審議会森林保全部会規程第11条に基づき報告します。

資料3を御覧ください。

令和2年度第1回森林保全部会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年5月14日から5月29日まで、書面により開催しました。

審議の内容は、令和2年5月1日付け2森第380号で知事より諮問がありました「合同会社NRE44インベストメント」による「太陽光発電施設の造成」に係る林地開発許可案件であり、審議した結果、許可することが適当と認められたことから、令和2年5月29日付け2福審保第5号をもって「適当と認める。」旨知事に答申しました。

以上をもちまして、森林保全部会の報告といたします。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。以上、報告と言うことでございました。

以上で、議事が終了となりますけれども、皆さんから何かございますでしょうか。

私から一つよろしいでしょうか。

もし、事務局の方で把握してればですけれども、議題に出ました新型コロナウイルスの関連で、例えば県内の林業・林産業等々影響が出ているとかですね、今後こういうことが見込まれる。そういうふうなことで、この場でお話いただけるような内容は何かありますでしょうか。

特になければ結構なんですけれども。

林業振興課長

林業・木材産業への影響について、聞き取りによる状況を説明します。
まず、素材生産については若干の木材価格の低下が見られるものの、現時点では取扱量等に大きな変化は見られないようです。
また、木材加工流通関係につきましては、特に木材需要の大宗を占める住宅関係について、今後、住宅の新設が落ち込むという予想の中で、秋口以降、需要が大きく減少するのではないかという話を聞いているところです。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。
新しい農林水産業振興計画の策定のところも出てくるとお思いますので、状況が変わって様々な情報が出てきました、県の方にお伝えいただけたらありがたいです。
以上で議事が終了となりますが、皆さんから何かございますでしょうか。

[特にないことを確認して]

それでは、以上で、本日の議事を終了し、議長の職を終わらせていただきます。

司会(三浦総括)

藤野会長、ありがとうございました。
また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき誠にありがとうございました。
それでは、次第の「6 その他」に移らせていただきます。
事務局の説明をお願いします。

森林計画課主幹

事務局より3点ほど、連絡がございます。
1点目は、委員改選についてでございます。
福島県森林審議会委員の任期は2年間とされており、7月23日に委員の改選がございます。
新しい森林審議会委員については、現在、各団体からの推薦等を取りまとめている状況ですが、7月下旬頃から郵送により辞令を交付させていただきます。
また、福島県森林審議会規程の第3条では、「委員の任期満了に伴い、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。」となっております。
招集の際には、はじめに委員の互選により、会長をはじめとする役員の改選をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

2点目は、次回開催についてでございます。

次回以降の審議会の開催予定につきましては、長期に渡り御議論いただいていた、森林環境税の在り方についての最終答申と、報告事項での説明のとおり、新しい福島県農林水産業振興計画の策定－計画骨子案－の内容について検討するため、審議会を開催させていただきます。

場所等は、8月25日（火）「杉妻会館 4階 牡丹」を予定しており、午後も予定しておりますので、開催の際は事務局より連絡させていただきます。

なお、森林環境税につきましては、本日の中間取りまとめの内容を踏まえ、7月に開催される福島県地方税制等検討会において、取りまとめ内容が大幅に変わるようであれば、大変申し訳ございませんが、7月末に審議会を追加開催させていただきます。

特に、福島県地方税制等検討会での影響がない場合は、7月末の審議会は開催せず、8月の答申取りまとめに向けて、事務局で作業を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、本日の議事録についてです。

議事録につきましては、整理の上、御発言された各委員に御確認をいただき、議事録署名人の押印後、写しを全委員へお送りいたします。

なお、議事録は、森林計画課ホームページで公表いたしますので御了承願います。

事務局から、連絡事項は以上でございます。

司会(三浦総括)

以上をもちまして、「令和2年度 第3回福島県森林審議会」を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(以上を持って、閉会となる。)

以上の議事録内容に相違ありません。

酒井 美佐子

白岩 和子
